



1 敦賀労基署管内における労働災害発生状況のお知らせ

令和6年1月末時点での当署管内における労働災害発生状況（速報値）は次のとおりです。令和6年度も引き続き、福井労働局14次防の取り組みに御協力くださいますようお願いいたします。

福井労働局14次防
はこちらに→



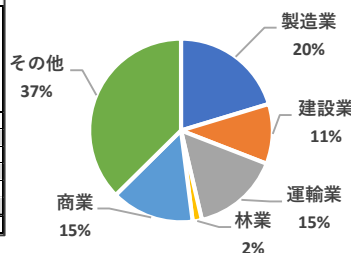
▶ 全業種災害発生状況（概況）

労働災害発生件数は減少しているものの、死亡災害は前年同期に0件のところ4件に急増（製造業、道路貨物運送業、建設業）。爆発・火災災害も急増。事故の型別では、上位から、転倒（全体の36%）、動作の反動・無理な動作（同13%）、墜落・転落（同13%）、はさまれ、巻き込まれ（同9%）。

事故の型で増加幅の大きいものは、上位から、動作の反動・無理な動作が前年同期比9件増、爆発が同5件増、はさまれ、巻き込まれが同3件増。

令和5年（令和6年1月末速報値）	主要業種における事故の型別労働災害発生状況（休業4日以上の死傷者数）														敦賀労働基準監督署							
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ、巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故	交通事象（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	計
製造業	2	5				2	6					1		5					4	1		25
建設業	2	3		2	1	1	1									1		1	1			13
道路貨物運送業	7	2	1			1	3					1					2					17
林業	1					1													1			2
小売業	1	10		1			1	1									1		1			16
社会福祉施設		9				3													6	1		19
全産業	17	45	1	3	2	9	12	1			2	2		5		1	4	1	17	1		123

令和5年労働災害・業種別



▶ 業種別災害発生状況（概況）

1位 製造業 25件発生。前年同期比4件増。全体の20%を占める。その他の製造業が8件、化学工業が4件増加。なお、その他の製造業は製造業の中で最多増加業種。自動車整備業での増加が目立つ。化学工業の4件のうち、3件は腰痛等によるものでいずれも20~30代。事故の型でみると、上位から、はさまれ、巻き込まれが同5件増、爆発が同5件増、動作の反動・無理な動作が同3件増。

2位 社会福祉施設 19件発生。前年同期比6件増。全体の15%を占める。事故の型でみると、転倒9件、動作の反動・無理な動作6件。転倒は同3件増、動作の反動・無理な動作は同1件増。冬場の転倒災害だけで4割弱。20~40代で腰痛等を発症。

3位 道路貨物運送業 17件発生。前年同期比6件減。全体の13%を占める。事故の型でみると、墜落・転落7件、はさまれ、巻き込まれ3件。墜落・転落は同2件減、はさまれ、巻き込まれは前年同期と同じ。墜落災害はほぼ日中に発生しており、40代の被災が目立つ。

4位 小売業 16件発生。前年同期比1件減。全体の13%を占める。事故の型でみると、転倒10件。転倒は同1件減。転倒災害は冬場（1月、2月）に8割が発生している。発生時刻については、深夜2時から5時までの時間帯に8割が発生している。

5位 建設業 13件発生。前年同期比9件減。全体の9%を占める。事故の型をみると、転倒3件、墜落・転落2件。転倒は前年同期と同じ。墜落・転落は同8件減。転倒は1月に3件中2件発生。

2 各種管理者の選任報告をお忘れなくお願いします

3月から4月にかけて、転勤などで所属が変わる方も多い時期かと思えます。安衛法10~13条の規定により事業場の規模や業種に応じて、総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医を選任する必要があります。この人事異動等により新たに選任した後は、様式3号により、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署長に提出するようお願いいたします。

3 安衛法関係の届出・申請等帳票印刷にかかる入力支援サービスをご活用ください

本サービスでは、下記の届出様式を作成・印刷したり、画面から入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することができます。現在、一時的にメンテナンス中につき使用できませんが、復旧後はぜひご活用ください。

- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医選任報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告書
- 労働者死傷病報告
- 定期健康診断結果報告書



4 メンタルヘルス対策に向けて



労働災害防止の観点からもメンタルヘルス対策を進めましょう！

職業生活に関して、強い不安やストレスを感じる労働者は5割を超えるというデータがあります。また、精神障害による労災補償支給決定件数は年々増加傾向にあります。このため、職場におけるメンタルヘルス対策を講じる必要があります。メンタルヘルス対策を効果的に推進するために、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成27年11月30日改正）」に基づいて、心の計画づくりを策定しましょう。

さらに、経営トップ自らが、メンタルヘルスカを積極的に推進する旨の方針を打ち出して、実施体制を確保しましょう。

心の健康づくり計画には、次の①～⑦の事項を盛り込みましょう。

- ① 事業者がメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明に関すること
- ② 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること
- ③ 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスカの実施に関すること
- ④ メンタルヘルスカを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること
- ⑤ 労働者の健康情報の保護に関すること
- ⑥ 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること
- ⑦ その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること



心の健康づくり推進計画を策定する際に、次の表をご活用ください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
体制整備	●	←	←	←	←	←	←	←	←	●	●	●
教育研修		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

労働者の心の健康の保持増進のための指針はこちら→



【参考図書：事業場内メンタルヘルス推進担当者 必携（中央労働災害防止協会発行）】

5 ストレスチェックで把握した個人情報管理について

メンタルヘルスカやストレスチェックを進めていくうえで、健康情報を含む個人情報の保護に配慮することが必要です。ストレスチェックにかかる個人情報の取得範囲について、次の表をご活用ください。

	本人	管理監督者	実施者	面接指導医師	実施者等以外の産業保健スタッフ	実施事務従事者	人事労務部門	制度担当者
ストレスチェックの受験の有無	○	○	○	○	○	○	○	○
ストレスチェック結果（面接指導対象の該当の有無）	結果提供同意なし	○	△※1	○	△	○	△	○
	結果同意あり	○	△※1	○	△	○	○	○
面接指導申出あり	○	△※1	○	○	○	○	○	○
面接指導の詳細な内容	○	△	△	○	△	△	○	○
面接指導に基づく就業上の措置に関する意見	○	△	△	○	△	△	○	○
集団分析の結果	△※2	△※2	○	○	○	○	○	○

- ：把握・取得可
- ×：把握・取得不可
- △：就業制限に必要な範囲で取得可
- △※1：高ストレス者・面接指導対象者であることのみ取得可
- △※2：自分の職場の結果のみ取得可

【参考図書：ストレスチェック制度担当者必携一より良い効果を上げるために（中央労働災害防止協会発行）】

6 自殺対策強化月間の周知について

我が国では、自殺対策基本法に基づき、毎年3月を自殺対策強化月間と定めて、「いのち支える自殺対策」の理念を打ち出して、啓発活動を行っています。ポータルサイト「まもろうよ ところ」では、いのちの電話を含む電話窓口一覧を掲載しています。悩みを抱えている方の事情や年代、電話できる時間に合わせて電話窓口を掲載していますので、事業者様におかれましても社内で周知いただけますと幸いです。

#いのちSOS

0120-061-338

（フリーダイヤル・無料）

「死にたい」「済みたい」「生きることが嫌いだ」などの気持ちを専門の相談員が受け止め、状況を整理し、必要な支援策などについて一緒に考えます。

日曜日、月曜日、火曜日、水曜日、
金曜日、土曜日00:00～24:00、
水曜日6:00～24:00

※水曜日6:00～水曜日24:00までは遠隔対応

よりそいホットライン

24時間対応しています。

0120-279-338

（フリーダイヤル・無料）

いのちの電話

0120-783-556

（フリーダイヤル・無料）

毎日16時から21時まで
毎月10日午前8時から翌日午前8時まで

※IP電話（アプリケーション側の番号表示を除く）から
03-5624-7330（通話料別）におかけ下さい。

“まもろうよ ところ” はこちらに↓



7 新しい化学物質管理のQ & A

Q1：皮膚等障害化学物質（安衛則594条の2関係）の対象物質は何か。
A：皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について（令和5年7月4日付け基発0704第1号）（令和5年11月9日一部改正）のとおりです。国が判断して公表している対象物質の一覧リスト（皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務リスト）に追加するもの（敦賀労働基準ニュース1月号に掲載のQRコード先）と、皮膚刺激性有害物質の一部について、譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているものが対象になります。

当署に寄せられたご相談の中から一部ご紹介

化学物質管理者 氏名 敦賀 太郎	保護具着用管理責任者 氏名 敦賀 太郎
---------------------	------------------------

↑ 化学物質管理者にかかる氏名の掲示の例 ↑ 保護具着用管理責任者にかかる氏名の掲示の例

Q2：安衛則12条の5第1項により、化学物質管理者の選任をしたとき、氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等して関係労働者に周知する必要があるが、掲示は作業現場に必要か。
A：現場事務所が事業場であれば、事業場に掲示することで足りります。作業現場まで掲示を求めるものではありません。この考え方は、安衛則15条の6第1項に規定により選任した保護具着用管理責任者の氏名の周知の考え方と同様です。

